

## 【目次】

目次の「ご質問内容」の箇所をクリックして  
いただくと該当のページに移動します。

## ● 団体扱自動車保険について

項目	ご質問内容	ページ
全般	Q. 契約する保険会社を選ぶことはできますか	3
	Q. 補償内容について教えてください	3
保険料の割引について	Q. 一般に保険加入するよりも保険料が安いのはなぜですか	3
	Q. 団体扱割引率は毎年変わるのですか	3
	Q. 現在の団体扱割引率はいつまでですか	3
	Q. 過去の団体扱割引率は	3
	Q. 家族の車にも団体扱割引を適用できるのですか	3
	Q. 自動車保険以外の保険で、団体割引が適用になっているものはありますか	3
加入対象者について	Q. 契約者名義を親族にできますか	4
	Q. 記名被保険者（主に運転する方）は誰でもいいのですか	4
	Q. 車の所有名義は誰でもいいのですか	4
	Q. 退職しても加入を続けられますか	4
	Q. 退職後グループ会社に転籍しますが、グループ会社の団体扱自動車保険制度に加入できますか	4
保険料の支払いについて	Q. 保険料の支払いはどのようになりますか	5
	Q. 一括払いはできますか	5
	Q. 給与天引きの月を変更できますか	5
	Q. クレジットカードのポイントを貯めるためクレカ払いをしたいのですが	5
	Q. 現金払いは可能ですか	5
新規加入手続きについて	Q. 初めて車を購入したので、保険に入りたいのですが	6
	Q. 2台目の車を購入したので、追加で保険に入りたいのですが	6
	Q. 現在他の保険会社で契約していますが、満期からNEXCOグループ団体扱自動車保険に加入したいのですが	6
	Q. 手続きの流れについて教えてください。また、加入に必要な資料を教えてください	7
各種変更手続きについて	Q. 自動車を買替えたのですが、何か手続きは必要ですか	8
	Q. 車両入替以外に変更手続きをする必要があるのはどんな場合ですか	8
	Q. 子供が免許を取得したのですが、自動車保険の補償対象とするにはどうしたらいいですか	8
	Q. 変更の際、追加の保険料が発生した場合の精算はどうするのですか	8
ご解約について	Q. 自動車を手放しましたが、何か手続きは必要ですか	9
	Q. 中断手続きとは何ですか	9
更新手続きについて	Q. 更新手続きはどのように行うのですか	10
	Q. マイページのパスワードを忘れました	10
	Q. マイページの会員登録が完了したのでClickarで自動車保険の更新手続きをしたいのですが、「ご契約の選択」画面に対象契約ができません。どうしてですか	11

## 【目次】

## ● 団体扱自動車保険について

項目	ご質問内容	ページ
更新手続きについて (つづき)	Q. マイページで契約追加(証券番号の登録)ができないのですが	11
	Q. マイページ内ではできないことはなんですか	11
	Q. マイページに会員登録しました。Clickarで自動車保険の更新手続きを行いたいののですが、どうしたらいいですか	12
	Q. Clickarで自動車保険の更新手続きをしていますが、保険の条件などを変更したい場合はどうしたらいいですか	12
	Q. 証券番号はどこに記載されていますか	12
	Q. 「免許更新年月」とはいつのことですか	12
	Q. 車両所有者にディーラーの名前でみなし所有者に本人の名前がある場合、契約者との続柄は	12
	Q. 主に運転する者を変更したいのですが	12
	Q. 既にローンを払い終わって車検証上の車両所有者が本人に変更していますが、どうしたらいいですか	12
	Q. 自賠責契約会社を忘れてしまいました。どうしたらいいですか	12
	Q. 最若年運転者とはなんですか	12
	Q. Clickarにて更新手続きができないケースとは、どういう場合ですか	12
	Q. 満期までに車両入替をする予定です。先にClickarにて更新手続きをしても大丈夫ですか	12
その他	Q. 車両保険をつけていれば、地震や津波による被害でも保険金は支払われますか	13

## ● 自動車保険以外の保険について

項目	ご質問内容	ページ
全般	Q. 自動車保険以外で、販売している保険は何がありますか	14
	Q. 道路厚生会で案内している保険は、いつでも加入することができますか	14
	Q. 道路厚生会で案内している保険の割引率はどのくらいですか	14
	Q. 道路厚生会で案内している保険商品以外は販売してないのですか	14
	Q. 団体の保険を解約したいのですが	14
	Q. 傷害・ゴルフ等の保険金請求のお手続きはどのように行うのでしょうか	14
火災保険	Q. 地震保険に加入したいのですが	15
	Q. 火災保険に加入していますが、年末調整用の控除証明書はどこにありますか	15
	Q. 借上げ社宅の保険に入るよう、会社から言われました	15
	Q. 社宅用の火災保険に加入していますが、転勤になりました	15
レクリエーション保険	Q. 会社でスポーツイベント大会をするのに、保険を申し込みたいのですが	15
その他	Q. 普段自転車に乗っているのですが、万一の賠償事故に備えたいのですが、そのような保険はありますか	15

[【目次へ】](#)

## ● 団体扱自動車保険について

## 全般

Q. 契約する保険会社を選ぶことはできますか

A. NEXCO グループの団体扱自動車保険で採用されているのは、損害保険ジャパン日本興亜(株)の商品となっております。他の保険会社の商品をお選びいただくことはできませんので、ご了承ください。

Q. 補償内容について教えてください

A. 当社ホームページ内に、損害保険ジャパン日本興亜(株)のパンフレットをPDFにて閲覧できるページがございます。ぜひご覧ください。

## 保険料の割引について

Q. 一般に保険加入するよりも保険料が安いのはなぜですか

A. 団体扱制度は、加入台数が 1,000 台以上でなおかつ損害率が良好な場合に、「団体扱割引」を適用することができます。現在、NEXCO3 社の社員（道路厚生会会員）のほか、NEXCO 退職者・旧 JH 退職者およびグループ会社の社員を対象とした加入台数は、約 13,000 台にのぼり、平成 28 年 10 月以降、32.5%の団体扱割引が適用されます。

Q. 団体扱割引率は毎年変わるのですか

A. 毎年 10 月 1 日に見直されます。総契約台数および損害率により団体扱割引率が増減することがあります。損害率とは、ご加入者皆様から頂いた保険料に対する支払保険金の割合をいいます。

Q. 現在の団体扱割引率はいつまでですか

A. 団体割引率は、毎年 10 月 1 日で見直され、翌年 9 月 30 日までに保険始期が開始する保険契約に適用されます。

Q. 過去の団体扱割引率は

平成 10 年度	平成 11 年度	平成 12 年～ 平成 13 年度	平成 14 年度	平成 15 年度～ 平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度
5%	10%	20%	25%	30%	20%	25%	30%	32.5%

Q. 家族の車にも団体扱割引を適用できるのですか

A. 道路厚生会会員ご本人を契約者とすれば、配偶者、ご本人または配偶者の同居の親族、ご本人または配偶者の別居の扶養親族を所有者とする車も、団体扱の対象となり、割引を適用できます。

Q. 自動車保険以外の保険で、団体割引が適用になっているものはありますか

A. 道路厚生会において毎年 4 月に会員向けに募集をしている、「団体傷害保険」・「スキー保険」・「ゴルファー保険」・「団体がん保険」は団体割引が適用されている保険です。

[【目次へ】](#)

## 加入対象者について

Q. 契約者名義を親族にできますか

A. 契約者はNEXCO3社の社員（道路厚生会会員）の方のみとなっております。

Q. 記名被保険者（主に運転する方）は誰でもいいのですか

A. 下記の方が対象となっております。

- ① 契約者ご本人
- ② 配偶者
- ③ ご本人または配偶者の同居の親族
- ④ ご本人または配偶者の別居の扶養親族            のいずれかとなっております。

（「親族」とは、6親等内の血族、3親等内の姻族をいいます。）

ご加入時、もしくは記名被保険者変更時、③④の方が該当する場合は、続柄確認資料が必要です。

③④の方の免許証コピー、健康保険証のコピーなどを他の申込書類とあわせてご提出ください。

Q. 車の所有名義は誰でもいいのですか

A. 被保険者と同様で、契約者ご本人、配偶者、ご本人または配偶者の同居の親族、ご本人または配偶者の別居の扶養親族のいずれかとなっております。

車検証上の所有者欄の記載が上記に当てはまらない場合（ディーラーやローン会社名を除く）は、団体扱制度のご契約としてはお引き受けできません。団体扱制度のご契約にするためには、名義変更手続きをしていただく必要がございます。詳しくは当社までご相談ください。

Q. 退職しても加入を続けられますか

A. 当該契約の満期日までは、満期までの残月数分の保険料を一括払込することにより加入をご継続いただけます。

（例：11月1日満期の方が4月末で退職する場合、保険料が保険始期月の2か月遅れで天引きされているため、8か月分の保険料が一括払込となります。）

契約更新時は、NEXCO退職者用の団体扱制度をご用意しておりますので、在職時と同様、団体扱割引率の適用を受けることができます。

保険料は、お客様指定の銀行口座からの自動振替となり、年一回払となっております。

Q. 退職後グループ会社に転籍しますが、グループ会社の団体扱自動車保険制度に加入できますか

A. グループ会社の団体扱制度は、グループ会社のプロパー社員専用となっております。

現職時と同様の団体扱割引を適用できるNEXCO退職者用団体扱自動車保険がございますので、そちらをご案内させていただきます。

[【目次へ】](#)

## 保険料の支払いについて

Q. 保険料の支払いはどのようにになりますか

A. 道路厚生会を通じた給与天引きとなっております。  
給与天引きは、保険始期月の2か月後から開始されます。  
(10月始期契約の場合は、12月の給与から天引き開始)

Q. 一括払いはできますか

A. この制度は、所属する会社による給与天引きを前提としておりますので、毎月の給与天引きによる12回払いのみとなります。  
一括払いはできかねますので、ご了承ください。

Q. 給与天引きの月を変更できますか

A. 保険始期月の2か月後の給料より天引きとなっておりますので、給与天引きの月を変更することはできません。

Q. クレジットカードのポイントを貯めるためクレカ払いをしたいのですが

A. 申し訳ございませんが、給与天引きのみとなっておりますので、ご了承ください。

Q. 現金払いは可能ですか

A. 申し訳ございませんが、給与天引きのみとなっておりますので、ご了承ください。

## 新規加入手続きについて

Q. 初めて車を購入したので、保険に入りたいのですが

A. ご加入手続きについては、以下の2つの方法がございます。

①「道路厚生会団体扱自動車保険加入依頼書」に必要事項を記入していただき、ご購入のお車の車検証のコピーとあわせて当社までFAXをお願いいたします。

当社スタッフからご連絡の上、補償内容および保険料のご案内等をさせていただきます。

※ 「道路厚生会団体扱自動車保険加入依頼書」は、当社ホームページまたは道路厚生会ポータルサイトにリンクがございます。

②当社ホームページのトップページ画面に「お見積り・お申込み」のボタンを設けております。

クリックしていただき、条件を入力するとお客様ご自身で保険料の試算をすることができ、申し込みの希望をすることができます。

申し込みの希望をしていただくと、当社スタッフよりお客様にご連絡をさせていただき、正式申し込み手続きのご案内をさせていただきます。

※ バイク、原付の保険のご加入方法は①のみとなります。ホームページからのご試算はできません。

Q. 2台目の車を購入したので、追加で保険に入りたいのですが

A. 具体的な手続き方法は、上記内容（初めて車を購入した場合）と同じです。

なお、2台目以降の場合、1台目の自動車保険の等級が11等級以上の場合、「複数所有新規」の制度が適用でき、「7S等級」にて契約できる場合があります。（本来は6S等級）。

Q. 現在他の保険会社で契約していますが、満期からNEXCOグループ団体扱自動車保険に加入したいのですが

A. 具体的な手続き方法は、上記内容（初めて車を購入した場合）と同じです。

なお、追加書類として、証券番号・現在の等級・現在の補償内容がわかるもの（現在の保険証券のコピーなど）が必要となります。

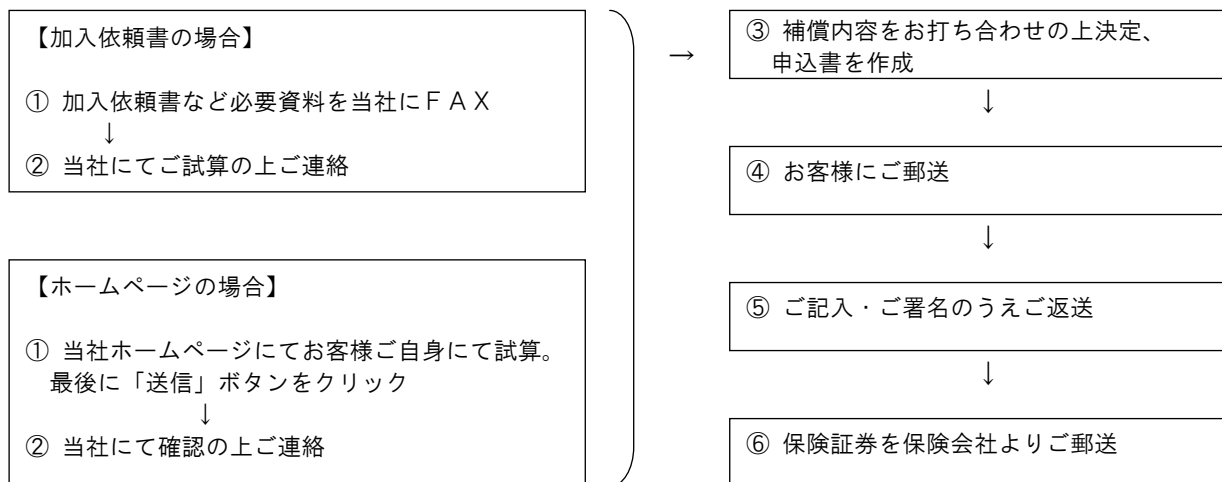
また、他の保険会社で適用になっている等級は、団体扱に切り替えても継承することができます。

（ごく一部例外となる会社がございます。詳しくは当社までお問い合わせください。）

[【目次へ】](#)

Q. 手続きの流れについて教えてください。また、加入に必要な資料を教えてください

A. お手続きの流れは下記のとおりです。



なお、補償開始日までに③までを完了する必要があります。

加入に必要な資料は下記のとおりです。

- ・ 道路厚生会団体扱自動車保険加入依頼書
- ・ 車検証コピー
- ・ 続柄確認資料（被保険者が同居のご親族もしくは別居の扶養親族の場合のみ）
  - （免許証コピー・健康保険証コピー・住民票コピー など続柄がわかるもの）
- ・ 現在のご契約の保険証券コピー等、現在の保険会社名・証券番号・等級・補償内容がわかるもの（他の保険会社からお切替の場合）
- ・ 中断証明書（中断しているご契約を復活させる場合）

[【目次へ】](#)

## 各種変更手続きについて

Q. 自動車を買替えたのですが、何か手続きは必要ですか

A. 「車両入替」の手続きをする必要がございます。

「道路厚生会団体扱自動車保険変更依頼書」に必要事項を記入の上、新しいお車の車検証のコピーとあわせて、当社までFAXをお願いいたします。(FAX番号 03-5210-5566)

遅くとも納車日の前日のお昼までにご依頼ください。(納車が週末の場合は、金曜日のお昼まで)

※ 「道路厚生会団体扱自動車保険変更依頼書」は、当社ホームページまたは道路厚生会ポータルサイトにリンクがございます。

Q. 車両入替以外に変更手続きをする必要があるのはどんな場合ですか

A. 車両入替以外で、主に変更手続きが必要なものは以下の通りです。

- ① 住所が変わったとき
- ② 年齢条件を変更するとき
- ③ お子様を運転対象に加える(外す)とき
- ④ 運転者の限定をつける(外す)とき
- ⑤ 主に運転する方(被保険者)を変更するとき
- ⑥ 補償内容を変更するとき
- ⑦ お車の使用目的が変わったとき(例:通勤に使用されるようになったときなど)
- ⑧ ご解約されるとき

手続き方法は車両入替と同様、「道路厚生会団体扱自動車保険変更依頼書」に必要事項を記入の上、当社までFAXをお願いいたします。(FAX番号 03-5210-5566)

また、①～⑧以外で何か現在の契約に対し変更がございましたら、当社までご連絡ください。

Q. 子供が免許を取得したのですが、自動車保険の補償対象とするにはどうしたらいいですか

A. お子様がお同居されている場合は、年齢条件をお子様の年齢に合わせていただく必要がございます。

お子様が別居されている場合は、年齢条件の対象外となりますので、年齢条件をお子様の年齢に合わせていただく必要はございません。

また、運転者の限定を「本人・配偶者限定」にしている場合は、その限定を外す必要がありますが、お子様が同居もしくは別居でも未婚のお子様であれば「家族限定」の対象となります。

(ケースによって手続き方法が異なりますので、詳しくは当社までお問い合わせください。)

Q. 変更の際、追加の保険料が発生した場合の精算はどうするのですか

A. 変更の際の追加の保険料は、毎月お支払いいただいている保険料に上乗せいたします。

変更発生日の2か月後の給与天引きから保険料が変わります。

なお、変更に伴い保険料が返還となる場合は、毎月お支払いいただいている保険料と相殺(減額)させていただきます。



[【目次へ】](#)

## ご解約について

### Q. 自動車を手放しましたが、何か手続きは必要ですか

- A. 「道路厚生会団体扱自動車保険変更依頼書」に必要事項を記入の上、当社までFAXをお願いいたします。所定の書類にご署名が必要となりますので、当社から書類をご郵送いたします。
- なお、解約ならびに満期をもって更新をしないご契約の等級が7等級以上の場合（1年間事故のない状態で満期を迎えた6等級契約を含む）、中断手続きを行うこともできます。

※注意：ご解約時、等級が5等級以下（割増等級）の場合、13か月間以内に再度保険加入される場合には、その等級が引き継がれますのでご了承ください。

### Q. 中断手続きとは何ですか

- A. ご契約のお車の廃車・譲渡等によりご契約を解約する（または継続しない）場合に、「自動車保険の中断手続き」を行っていただくことで、中断前のご契約のノンフリート等級（無事故による割増引）を10年間保持することができ、将来お車の再取得等であらたにご契約いただく際にそのノンフリート等級を引き継ぐことができます。
- ※ 中断前に事故による保険使用があった場合は、再契約時にその事故情報が反映したノンフリート等級および事故有係数が適用となります。
- ※ 解約時の状況によって中断手続きができない場合や、再契約時の状況によって中断復活が出来ない場合がございます。詳しくは当社までお問い合わせください。

【目次へ】

## 更新手続きについて

## Q. 更新手続きはどのように行うのですか

- A. 自動車保険の更新手続きは、原則インターネットによるご自身によるお手続きとなっております。
- 該当の更新対象契約の満期2か月前をメドに、当社からご登録メールアドレスに「更新案内メール」をお送りいたします。
- メールに記載のリンク先より、損害保険ジャパン日本興亜㈱の更新手続きサイト（Clickar）に接続していただくことで、お客様ご自身で更新手続きをしていただくことができます。
- もちろん条件変更による保険料の試算もその場で行うことができます。
- なお、従来のように申込書での更新手続きをご希望の方は、ご連絡いただければ当社から申込書をお送りさせていただきます。

## 《マイページ》

## Q. マイページのパスワードを忘れました

- A. こちらから再取得のうえ、お手続きください。

The screenshot shows the Clickar website interface. At the top, there's a navigation bar with 'Clickar' logo and '団体扱自動車保険 WEB 更改サービス'. Below that, a banner area contains a mouse mascot and text about 24-hour online renewal services. A 'NEWS' section follows with several bullet points. The main content area is divided into two columns: 'マイページ会員ではない方' (For non-members) and 'マイページ会員の方' (For members). The member column has a login form with fields for 'Eメールアドレス (ID)' and 'パスワード', and a 'ログイン' button. Below the button is a link 'パスワードをお忘れの方' which is highlighted with a red box. A red arrow points from the text above to this link. At the bottom, there are links for 'マイページ' and 'マイページの登録内容確認 (登録内容変更) や 2台目以降の契約追加はこちらからお手続きいただけます。'

[【目次へ】](#)

Q. マイページの会員登録が完了したのでClickarで自動車保険の更新手続きをしたいのですが、「ご契約の選択」画面に対象契約ができません。どうしてですか

A. マイページのサービス対象契約として未登録のご契約は、「ご契約の選択」画面に表示されません。

以下の手順で、更新手続きをしたいご契約をマイページのサービス対象契約に追加してください。

- ①Clickarのねずみのイラスト画面を表示し、右下にある「マイページ」ボタンをクリックしてください。
- ②マイページトップメニューの「契約内容の照会・ご契約の追加」をクリックして、対象契約を追加してください。
- ③対象契約の追加後、Clickarの「ご契約の選択」画面上部の「ご契約一覧表示の更新」ボタンをクリックしてください。

Q. マイページで契約追加（証券番号の登録）ができないのですが

A. マイページ登録時に入力される住所・電話番号等が、現在のご契約に登録されているのものと異なると登録ができません。必要に応じて住所変更などを承りますので、当社までご連絡ください。

Q. マイページ内でできることはなんですか

A. すべての方に可能な機能は、① 契約内容の紹介 ② 事故状況の確認 ③ 登録したメールアドレスの変更などがあります。

団体扱契約の対象の方は、「契約内容の変更手続き」に関して一部行えないものがございます。

(住所変更のお手続き等を行えますが、車両入替や補償内容の変更等を行えません。)

詳細は当社までご連絡をお願いいたします。

[【目次へ】](#)

## 《Clickar》

Q. マイページに会員登録しました。Clickarで自動車保険の更新手続きを行いたいのですが、どうしたらいいですか

A. マイページの「会員登録完了」画面を閉じてください。

別ウィンドウで開いているClickarのねずみのイラスト画面を表示し、「マイページ会員の方」の枠内にEメールアドレス(ID)とパスワードを入力の上、「ログイン」ボタンをクリックしてください。

Q. Clickarで自動車保険の更新手続きをしています。保険の条件などを変更したい場合はどうしたらいいですか

A. Clickarの「プラン選択」画面で、おすすめプランをもとにしたフリープラン試算を行えます。

お客さまご自身で、補償内容や運転者の範囲などを変更することができますので、ぜひご利用ください。

※「プラン選択」画面でご希望の補償内容に変更ができない場合や、操作方法にご不明な点がございましたら、契約者ご本人さまが当社までご連絡ください。

Q. 証券番号はどこに記載されていますか

A. 当社からお送りしております「自動車保険ご継続手続きご案内」のメール本文に記載しております。

Q. 「免許更新年月」とはいつのことですか

A. 現在の免許証の有効年月のことです。

Q. 車両所有者にディーラーの名前でみなし所有者に本人の名前がある場合、契約者との続柄は

A. 「ご契約者本人」となります。

Q. 主に運転する者を変更したいのですが

A. Clickar上でご自身で変更していただくことができませんので、当社までご連絡ください。

Q. 既にローンを払い終わって車検証上の車両所有者が本人に変更していますが、どうしたらいいですか

A. Clickar上でご自身で変更していただくことができませんので、当社までご連絡ください。

Q. 自賠償契約会社を忘れてしまいました。どうしたらいいですか

A. 契約手続きの必須事項ではありませんので、お忘れの場合は選択されなくて結構です。

Q. 最若年運転者とはなんですか

A. 同居のご親族の方で、ご契約のお車を運転される最も若い運転者となります。

Q. Clickarにて更新手続きができないケースとは、どういう場合ですか

A. 等級が1～5等級の契約、明細書付契約など一部対象とならない契約があります。

Q. 満期までに車両入替をする予定です。先にClickarにて更新手続きをしても大丈夫ですか

A. 車両入替や補償内容の変更がある場合、まずは当社へご連絡いただき、変更お手続き完了後、J-clickにて更新のお手続きをお願いいたします。

[【目次へ】](#)

## その他

Q. 車両保険をつけていれば、地震や津波による被害でも保険金は支払われますか

A. 車両保険では、地震・噴火・津波による損害は免責となっており、補償されません。

ただし、その損害をカバーする特約として「地震・噴火・津波車両全損時一時金特約」があります。

この特約は、車両保険（一般条件）を適用したご契約に対し、地震・噴火・津波による損害でご契約の自動車が全損になった場合に、一時金として50万円（ただし、車両保険金額が50万円を下回る場合はその金額とします。）をお支払いする特約です。

この特約の月払保険料は、420円となります。

[【目次へ】](#)

## ● 自動車保険以外の保険について

## 全般

Q. 自動車保険以外で、販売している保険は何がありますか

A. 現在、道路厚生会では自動車保険以外にも、以下の保険商品を団体保険制度として案内しています。

- ① 火災保険
- ② 団体傷害保険
- ③ レジャー保険（スキー保険、ゴルファー保険）
- ④ 厚生会がん保険
- ⑤ 医療保険
- ⑥ グループ保険（生命保険）

このうち、⑥のグループ保険を除く①～⑤を当社にて取り扱いしております。

Q. 道路厚生会で案内している保険は、いつでも加入することができますか

A. 随時加入受け付けとなっているものは、「自動車保険」・「火災保険」のみとなっております。

それ以外の保険は、原則4月に年一回の募集となっております。

ただし、中途加入ができる場合もございますので、詳細はご所属の道路厚生会サービスデスクまでお問い合わせください。

Q. 道路厚生会で案内している保険の割引率はどのくらいですか

A. 各保険商品により異なります。

団体傷害保険・・・団体割引 20% × 優良割引 10%

スキー保険・・・ // 30%

ゴルファー保険・・・ // 30%

厚生会がん保険・・・ // 20% × 優良割引 10%

(平成28年6月現在。割引率は毎年変動する可能性があります。)

Q. 道路厚生会で案内している保険商品以外は販売してないのですか

A. 当社では、損害保険の全商品（海外旅行保険やレクリエーション保険など）を取り扱っております。

Q. 団体の保険を解約したいのですが

A. 自動車・火災・積立保険 → 当社までお申し出ください。

団体傷害・レジャー保険 → ご所属の道路厚生会サービスデスクまでお申し出ください。

Q. 傷害・ゴルフ等の保険金請求のお手続きはどのように行うのでしょうか

「道路厚生会事故報告書（傷害・レジャー）」に必要事項を記入の上、当社までFAX願います。

[【目次へ】](#)

## 火災保険

Q. 地震保険に加入したいのですが

A. 地震保険は単独で加入することができません。必ず「火災保険」とセットでご加入ください。  
なお、地震保険の保険金額は、火災保険の保険金額の30～50%以内で設定し、なおかつ建物5,000万円、家財1,000万円が上限となっております。

Q. 火災保険に加入していますが、年末調整用の控除証明書はどこにありますか

A. 現在、火災保険で年末調整の控除対象となるのは、「地震保険料」のみとなっております。  
控除証明書は、契約時に送付された保険証券に添付されております。  
長期契約の場合は、契約初年度分は保険証券に添付されていますが、2年度目以降は、保険会社よりシートはがきにて郵送されます。

Q. 借上げ社宅の保険に入るよう、会社から言われました

A. 標準プランと専用のお申込書を用意しておりますので、当社までお問い合わせください。

Q. 社宅用の火災保険に加入していますが、転勤になりました

A. ご解約をする必要がございますので、当社までご連絡ください。  
また、ひきつづき別のお住まいに保険を付けられる場合は、解約ではなく住所を変更してご継続いただけますので、ご相談ください。

## レクリエーション保険

Q. 会社でスポーツイベント大会をするのに、保険を申し込みたいのですが

A. 1日だけの傷害保険がございます。  
スポーツ等各種イベントを社内行事もしくはプライベートで開催される場合に、ご利用ください。  
標準プランをご紹介しますので、当社までお問い合わせください。  
また、保険料は開催日前営業日までにお振込みいただく必要がございますので、ご注意ください。

## その他

Q. 普段自転車に乗っているので、万一の賠償事故に備えたいのですが、そのような保険はありますか

A. 自転車に乗っていて他人に接触してケガをさせてしまったなどの場合、自動車保険や火災保険、傷害保険の特約で付帯できる「個人賠償責任保険特約」にて対応可能です。特に団体扱自動車保険に付帯する場合、団体扱割引が適用されていますので、年間1,000円程度の保険料で付帯することができ、保険金額は無制限、なおかつ示談交渉サービスがついているのでお得です。